

令和 8 年 5 月定例会

(2 0 2 6 年)

市 議 会 議 案

(追 加 議 案)

- 報告第 1 0 号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第 1 1 号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
議案第 6 4 号 吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第 6 5 号 東消防署 4 0 m 級はしご付消防車製造請負契約の締結について
議案第 6 6 号 吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工
事）請負契約の一部変更について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 10 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第 11 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	-
議案第 64 号	吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	9	5
議案第 65 号	東消防署40m級はしご付消防車製造請負契約の締結について	11	7
議案第 66 号	吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事） 請負契約の一部変更について	13	13

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和8年6月4日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事故の概要
令和8年 5月29日	29,150円	令和8年1月11日午後6時頃、山手地区公民館前の歩道において、同公民館のフェンスに取り付けていた看板が風にあおられて持ち上がり、通行していた相手方個人の衣服に接触し、これが損傷したものです。

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和8年6月4日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和8年 5月27日	89,760円	令和8年4月20日午後3時52分頃、救急要請を受けて出動した相手方個人所有の住宅において、東消防署職員が、肩掛けバインダーからボールペンが出ていたことに気が付かず、傷病者を担架で搬送中にそのボールペンで同住宅の壁紙等を損傷したものです。

議案第64号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和8年6月4日提出

吹田市長 後藤圭二

吹田市条例第 号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防団員等公務災害補償条例（昭和33年吹田市条例第326号）の一部を次のように改正する。

第14条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第14条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払）

3 新条例第14条の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の吹田市消防団員等公務災害補償条例第14条の規定に基づいて支払われた葬祭補償は、新条例第14条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を増額するため必要があるので、本案を提出するものです。

東消防署40m級はしご付消防車製造請負契約の締結について

本市は、東消防署40m級はしご付消防車製造請負契約を次のとおり締結します。

令和8年6月4日提出

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 車体概要 40m級はしご付消防車
完成車両諸元
 - (1) 全 長 11,000mm以下
 - (2) 全 幅 2,500mm以下
 - (3) 全 高 3,600mm以下
 - (4) 乗車人員 6名以上
 - (5) 車両総重量 19,900kg未満

- 2 納 期 着手 令和8年5月市議会議決後
完了 令和10年3月31日

- 3 請負金額 203,445,000円

- 4 請 負 者 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ関西支店
支店長 高岡雄二

議案第66号

吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について

本市は、吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約（令和7年10月1日議決第78号、令和8年5月28日議決第56号）の一部を次のとおり変更します。

令和8年6月4日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
4 工期	着工 令和7年9月 完成 令和8年6月15日 市議会議決後	着工 令和7年9月 完成 令和8年7月21日 市議会議決後
5 請負金額	152,414,900円	156,550,900円

変更理由

増築する昇降機棟の杭打設時に地中障害があり、杭打設ができない箇所があることが判明し、地中障害の撤去と杭の再打設に1か月程度の期間を要したことから、工期を変更するとともに、変更に伴う経費の増額と国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。

